

議題 1 監理業務受託者決定の報告【補足資料】

1. 監理業務受託者（㈱ I N A 新建築研究所）を随意契約により決定したことについて

第 3 1 回会議資料のとおり、監理業務受託者は、地方自治法及び地方自治法施行令の定めるところにより、随意契約により㈱ I N A 新建築研究所と契約を締結しています。

随意契約とは、競争入札の方法によらずに任意に特定の者を選んで契約を締結する方法で、随意契約により契約を締結する場合は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 に該当しなければなりません。

今回の監理業務受託者の決定にあたっては、以下の理由により地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものです。

(参考)

当市における工事及び委託等に係る入札及び随意契約の割合

平成 2 6 年度 工 事・・・入札 9 9 %、随意契約 1 % (①③の件数の割合)

平成 2 6 年度 委託等・・・入札 6 2 %、随意契約 3 8 % (②④の件数の割合)

平成 2 7 年度 工 事・・・入札 1 0 0 %、随意契約 なし (①③の件数の割合)

平成 2 7 年度 委託等・・・入札 6 5 %、随意契約 3 5 % (②④の件数の割合)

※市入札契約審査会に付議する案件

①工 事－設計金額 130 万円以上 ②委託等－設計金額 50 万円以上

※市随意契約審査会に付議する案件

③工 事－設計金額 1,000 万円以上 ④委託等－設計金額 500 万円以上

【随意契約の理由及び業者選定理由】

- ・白井市庁舎整備工事は、新築棟の建設後に現庁舎の減築改修工事を行う複雑な工程で行う工事であり、現在までの経緯等を把握している者でなければ工事監理を円滑に行えないことから、次の理由により選定したものです。
- ・㈱ I N A 新建築研究所は、基本計画の策定段階から携わっており、実施設計までの庁舎整備事業の経緯やコンセプトについて最も精通しており、タイトなスケジュールにより時間的余裕がない事業の中でも今後の工事監理を円滑に行えるため。
- ・実施設計策定において、施工予定者の提案する技術提案や V E 提案を取り入れた経緯があり、施工予定者の持つ特殊工法、仮設計画等の詳細を熟知しているため。

【地方自治法】

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

※各号の概要を記載

1号 地方公共団体の規則で定める額を超えないもの

2号 性質又は目的が競争入札に適しないもの

3号 障害者支援施設における製作品の買い入れ、障害者支援施設・シルバー人材センター・母子福祉団体等からの役務の提供

4号 新規分野開拓事業者の認定を受けた者からの新商品の買い入れ

5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（災害復旧など）

6号 競争入札に付することが不利と認められるとき

7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき

8号 競争入札で入札者がいない又は再度入札で落札者がいないとき

9号 落札者が契約を締結しないとき

2. 監理業務受託者（㈱ I N A 新建築研究所）との契約金額について

監理業務委託の契約金額【62,208,000円（2ヶ年度総額）】については、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号（建築士法第25条の規定に基づく、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準）に定める算定方法により、市が設計金額（予定価格）を設定し、㈱ I N A 新建築研究所から見積書を徴取したところ、予定価格の範囲内であったことから契約を締結したものです。

・算定方法

業務報酬＝直接人件費＋直接経費＋間接経費＋特別経費＋技術料等経費＋消費税相当額

【建築士法】

（業務の報酬）

第25条 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めることができる。

【用語解説】

直接人件費・・・設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

直接経費・・・印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（特別経費に定める経費を除く。）の合計額とする。

間接経費・・・設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費、直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

特別経費・・・出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

技術料等経費・・・設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。